

労働安全衛生法に基づくボイラー等の連続運転認定事業者の認定取消事例について

ボイラー等の連続運転認定要領に基づく事業場の連続運転認定の取消事例については、以下のとおり。(厚生労働省「ボイラー等の自主検査制度の導入の可否に関する検討会」より確認。)

- (1)三菱化学(株)鹿島事業所 平成 11 年 7 月 5 日
(取消事由)コンビナートプラントの蒸気配管漏洩箇所の補修作業中、超高压蒸気管が破裂し、8名が負傷したこと。
- (2)興亜石油(株)大阪製油所(現 新日本石油精製) 平成 12 年 12 月 28 日
(取消事由)廃熱ボイラーの煙道出口付近で爆発事故を起こしたこと。
- (3)宇部興産(株)宇部ケミカル工場 平成 14 年 3 月 26 日
(取消事由)フェノール反応液が漏洩した特定化学設備に、計測装置及び自動警報装置が設けられていなかったこと。
- (4)日本ポリウレタン工業(株)南陽工場 平成 14 年 3 月 26 日
(取消事由)ホスゲン中毒災害で、労働者5名を漏洩現場から退避させず、ホスゲンを吸入した労働者に緊急健康診断を行わなかったこと。
- (5)東亜石油(株)京浜製油所扇町工場 平成 15 年 3 月 14 日
(取消事由)水管式ボイラーの過熱器管が破裂したこと。
- (6)東ソー(株)四日市事業所 平成 15 年 9 月 10 日
(取消事由)事業場が保全管理基準として定めたボイラー等の肉厚測定の実施、測定結果の虚偽記載を行ったこと。
- (7)日本ゼオン(株)徳山工場 平成 15 年 12 月 24 日
(取消事由)N, N-ジメチルホルムアミドのタンクの定修作業で、労働者8名が有機溶剤中毒となったこと。
- (8)新日本石油精製(株)麻里布製油所 平成 16 年 8 月 10 日
(取消事由)認定後に行われた性能検査において、認定されたボイラーが条件付き合格となったこと。
- (9)関西電力(株)関西国際空港エネルギーセンター 平成 16 年 9 月 10 日
(取消事由)保全管理基準として定めた点検項目の省略、点検周期の延長等について

て、所轄署長の変更認定を受けなかったこと。

- (10)協和発酵ケミカル(株)千葉工場 平成 17 年 5 月 26 日
(取消事由)保安全管理基準として定めた保安全管理従事者数の減少について、所轄署長の変更認定を受けなかったこと。
- (11)新日本石油精製(株)水島製油所 平成 17 年 8 月 1 日
(取消事由)重油直接脱硫装置の定期修理工事のため、オフガス配管に閉止板の挿入作業を行ったところ、バルブの閉止が不十分であったため硫化水素ガスが漏洩し、1名が中毒となったこと。
- (12)(株)神戸製鋼所加古川製鉄所 平成 18 年 3 月 23 日
(取消事由)発電用ボイラーの炉内で爆発が発生し、水冷壁管が破損して水蒸気が噴出、近くを通行中の労働者1名がそれを浴びて死亡したこと。
- (13)太陽石油(株)四国事業所 平成 18 年 6 月 28 日
(取消事由)原油貯蔵タンク内で火災が発生し、関係請負人の労働者を含む作業員5名が死亡、作業員2名と事業主1名が負傷したこと。
- (14)(株)日本触媒姫路製造所 平成 18 年 8 月 21 日
(取消事由)水管ボイラーの炉内で爆発が発生したこと。
- (15)コスモ石油(株)千葉製油所
(取消事由)廃熱ボイラーについて、大規模な変更を行いながら、ボイラー及び圧力容器安全規則に規定する製造時検査等の手続を経ることなく継続して使用していたこと。
- (16)東ソー(株)南陽事業所 平成 19 年 2 月 14 日
(取消事由)塩化ビニルモノマー製造施設に設置されたストレーナ内部のフィルタが目詰まりしたため、当該フィルタを清掃しようとストレーナの蓋のボルトを取り外す作業を行っていたところ、火炎が吹き出し、作業員3名が火傷を負ったこと。

計 16 事業場